

5 管理規約として定める事項について（参考）

平成3年10月1日に施行された松戸市ワンルーム形式共同住宅に関する指導要綱第13条の規定により、入居者相互の秩序等及び地域の良好な生活環境等を保持するために定める管理規約につきましては、下記の事項を盛り込むようご配慮下さい。

記

- 1 火災の発生防止
 - (1) 暖房機等で、裸火を使用するものの持込は厳禁とする。
 - (2) たばこ等の吸殻の火の始末やドライヤー・アイロン等の電源の取扱いには、充分注意をすること。
 - (3) 入居の際には、消火器の位置及び消火器に記載されている使用方法を必ず確認すること。
- 2 ごみの処理
 - (1) ごみ（家庭ごみ）の搬出に当たっては、ごみの種類別収集日（別添「家庭ごみの分け方出し方」に曜日を入力する）及び収集時間（午前8時30分まで）を厳守すること。
 - (2) ごみの指定収集日前夜の搬出は、厳禁とする。
 - (3) ごみを搬出するときは、ごみの種類に応じた袋を使用すること。
 - (4) ごみ集積所の利用に際しては、衛生・美化に努めること。
- 3 自動車等の路上駐車防止
 - (1) 自動車、自転車及びバイクは、所定の駐車場に駐車すること。敷地内に駐車できない場合には、自らの責任において駐車場を確保すること。
 - (2) 自動車、自転車及びバイクの路上駐車は、厳禁とする。
- 4 騒音等の発生防止
 - (1) 夜間、早朝のマージャン、ステレオ、楽器演奏は厳禁とする。
 - (2) 歩行及び談話等により、迷惑をかけることがないように注意すること。
 - (3) 駐車場及び路上での自動車の無用の空噴かしは、しないこと。
 - (4) 冷暖房機器を設置する場合には、騒音等の発生が少ない機種のものを選定するとともに、室外機の設置場所に注意をすること。
- 5 自治会（町会）への加入等
 - (1) 自治会（町会）に加入するとともに、良好な近隣関係の保持に努めること。
 - (2) 自治会（町会）が実施する地域清掃等の運動・行事には、積極的に参加・協力すること。

※ 本用紙をそのまま管理規約として、建築計画書に添付しないでください。